

地方公務員の給料表等に関する専門家会合（第1回） 議 事 要 旨

1. 日時：平成21年7月29日（水） 15：00～17：00
2. 場所：総務省10階 共用10階会議室
3. 出席委員（敬称略）
稲継裕昭（座長）、出雲明子、清水啓敏、鈴木一光、藤田征夫
4. 議事経過
 - (1) 総務省公務員部長挨拶
佐々木公務員部長より挨拶がなされた。
 - (2) 委員紹介
委員の紹介がなされた。
 - (3) 専門家会合の運営等について
事務局より専門家会合の趣旨と運営について説明され、了承された。
 - (4) 座長選出
稲継委員が互選により座長に選出された。
 - (5) 地方公務員の給与等についての説明
事務局より地方公務員の給与決定の仕組み、地方公務員給与を巡る状況や専門家会合における主な論点（案）について説明がなされた。
 - (6) 意見交換
意見交換の際に出された意見等は次のとおり。
 - 民間給与が低い地域では民間給与の水準に合わせ、高い地域では国家公務員の給与水準に合わせるのでは、一貫していないようにも思える。
→ 仮に民間給与が高い地域であっても、その地域における地方公務員の給与と国家公務員の給与に大きな差があれば、住民の理解は得られないのではないか。
 - 水準の上限は国を目安にするという考えは、住民の理解を得るという意味ではよくわかるが、職員団体の納得は得られにくい。
 - 給与構造改革により給料表の水準が引き下げられたため、現給保障はあるものの、しばらくの間、給与の増額が見込めないという職員が多い。給与カットをしている団体も多く、職員のモチベーションをどう上げるのかということが大きな課題になっていると思う。
 - 民間では、賃金表の作成にそれ程の難しいテクニックはいらない。公務員の給料表を見ると、職務給と言いながら、号給が非常に多く、年功的な体系になっているように見える。
 - 今の体系を維持しつつ、職務給原則に沿った給料表を作成するのであれば、全体の昇給ピッチを寝かせるかわりに、昇格時メリットを大きくするような形にするしかないだろう。
 - 一般的に、民間の場合は給与カーブをフラットにしたときは、昇格時の昇給を意識的に大きくし、定額で行うケースが多い。

- 民間給与実態調査の対象は企業規模 50 人、事業所規模 50 人であるが、地域によっては調査対象が多いところ、少ないところがあるのではないかと。少ない地域では、例えば、企業規模、事業所規模を 50 人から 30 人に広げることも想定されるのか。
→ 企業規模等の見直しの議論は、地域別のサンプル数を増やすというよりも、中小企業を比較対象に含めるという観点から議論されることがある。
 - 実際、民間給与実態調査の企業規模を拡大しても、役職者の要件には縛りがあるため、ほとんどの民間従業員は調査対象にならないのではないかと。マスコミはこだわっているが、仮に拡大したとしても、若干、役職段階の下の部分が影響するだけで、結果的にはあまり変わらないのではないかと。
 - 民間給与実態調査の企業規模は、昭和 39 年以来、ずっと 100 人以上であったが、平成 18 年から現在の 50 人以上となった。組合は規模をもっと上げろと言い、他方、マスコミはもっと下げろと言い、その状況は以前から変わらない。
 - 給与の配分をどう考えるかということは、非常に大きな問題である。人事院がどのように考えているか、この場で意見等を聞くこと等は想定しているか。
→ 今後の議論に応じ、事務局を通じて人事院に必要な協力をお願いしていきたい。
 - 給与の配分を変える場合、ラスパイレス指数の算出は、給料月額だけでいいのかという議論につながる。この点も、専門家会合で考えていくということか。
→ その点も含めて、ご議論いただきたい。
 - 最近、民間企業では、大企業を中心に職責給や役割給が多くなり、役職手当がなくなってきた。公務員も職務給であって、例えば、10 級は部長と決まっているのであれば、役職手当はいらぬはずである。基本給だけの問題で良いのか、役職手当などの問題も絡めるのかという議論も必要ではないかと。
 - 国は、給与構造改革で引き下げた俸給分を、広域異動手当、本府省業務調整手当などに配分している。地方はそうした手当がなく、配分できないため、その分減ることになる。プラスの公民較差分を、給料で調整するとなると、給料表の水準を引上げることになるが、国の水準が上限となると、調整することが難しい。手当の問題を含めた原資配分について議論すべきである。
 - 独自構造の給料表とは具体的にどのようなものか、資料を示してほしい。
→ 次回、実際に独自給料表を使っているところの現状等についてお示ししたい。
- (7) 今後の進め方
事務局より本年度中に取りまとめを行うことなどが説明された。

[文責 専門家会合事務局]